

死後の事務処理委託の可能性とその限界

報告：今 尾 真

【検討素材】

Aには、夫（故人）との間に、長男Xと次男Bがいた。Xは、Aとの折り合いが悪く、結婚して長男Zをもうけると、妻の実家がある高知に移住し、ABらとほとんど交流しない状態にあった。また、Bは、若い頃に統合失調症を発症して入退院を繰り返し、この間A一人がBの面倒をみていた。他方、Aには、若くして亡くなった姉の子で娘同然に可愛がり、Aのことを気にかけてくれる姪Y（XBより十数歳年上）がおり、YはAの世話で夫と結婚後もA宅の近隣に居住し、Aと親密な関係を維持していた。

2004年、Aは進行性の癌が見付かり入院することとなり、Bも施設に入所した。翌年、Aは主治医から余命半年と宣告され死期を悟るに至った。そこで、Aは、度々見舞いに訪れるYを枕頭に呼び、疎遠となっているXはあてにならずYにしかお願いできないとして、現金300万円、W銀行のA名義の残高900万円余りの通帳と印章（以下、「通帳等」とする）をYに交付し、現金は病院の費用、入院中に世話になった家政婦Cに対する応分の謝礼金およびAの葬儀費用の支払いに、預金は永代供養墓地の購入・3回忌までの法要とBの世話の費用に充てて欲しい旨を依頼し、またAは預金の中からYのお礼分として適当な額をとってよいとも告げた（なお、AY間に書面は交わされなかった）。

2005年にAが死亡したのでYがXに連絡したが返答がなかったため、Yは、Aの依頼の趣旨に沿って、Aの死亡届を出して遺体を引き取り、葬儀を主宰するとともに、病院に120万円、Cへの謝礼金30万円および葬儀費用80万円を支払った。葬儀の2週間後にXがY方を訪れたので、YがXにAの依頼内容を伝えたところ、Xは、以後墓地購入・法要は遺族である自分が行い、Bの面倒もみるとして、諸費用支払後の残金と通帳等およびXに無断でCに支払った謝礼金30万円の返還を求めた。Xの請求に対し、Aの遺志を実現したいと考えているYはいかなる反論をなしうるか。

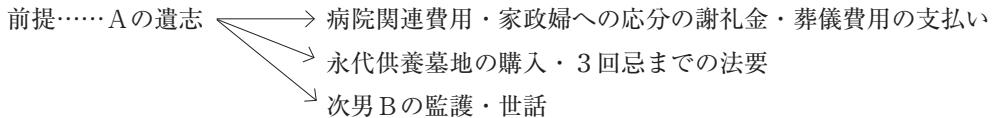
【検討項目】

- 1 はじめに—Aの遺志実現のために採りうるYの法的主張。
- 2 委任者の死亡と委任の終了。
- 3 死後事務委任構成。
- 4 負担付贈与構成。
- 5 比較法—フランス法の成年者保護制度・委任制度・相続制度の概要。

6 総括

【研究】

1 はじめに—Aの遺志実現のために採りうるYの法的主張



冒頭の検討素材では、まず、Yとしては、AがYに自己の死亡前後の事務処理を委託したものとしてAY間に委任契約が成立した（643条）との主張が考えられる。また、YがAから、病院の費用・謝礼金・葬儀費用の支払い、墓地購入・法要およびBの世話を条件に現金・通帳等の交付を受けたものとして、負担付贈与（553条）または負担付死因贈与（554条）が成立した（以下、一括して「負担付贈与」とする）との主張も考えられる。そこで順次、各構成の実効性と問題点につき検討することとする。

2 委任者の死亡と委任の終了

AY間に委任契約が成立したとする場合、民法653条1号が委任者の死亡を委任の終了事由としていることから、Aの死亡により委任も終了するのではないかが問題となる。この規定の趣旨^{*1}は、委任が当事者の個人的な信頼関係を基礎に成立するものなので、相続人に承継されるのは妥当でないからと説明される。ただし、学説は、古くから本条が強行規定でないことを理由に、反対の特約によって委任者死亡後も委任が存続することを承認していた^{*2}。また、従来の判例も、当事者の意思解釈により委任者死亡によって委任を終了させない旨の特約を認定してきた（父が第三者に養育料の支払いを約して未成熟の婚外子の養育を委託後死亡した事案につき大判昭和5・5・15新聞3127号13頁や應召出征に際し本人が後事一切を父に託しその後戦死した事案〔代理権の消滅可否〕につき最判昭和28・4・23民集7巻4号396頁など）。

そして、近時、最高裁は、死期を悟った委任者が死亡前後の事務処理を委託したという事案に関し、「自己の死後の事務を含めた法律行為等の委任」は、「当然に、委任者Aの死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のもの」との判断を示した（最判平成4・9・22金法1358号55頁）。さらに、委任者が自己の葬儀・供養等（東京高判平成21・12・21判時2073号32頁）または葬儀および子の世話（高松高判平成22・8・30判時2106号52頁）を相続人以外の第三者に委託した事案に関し、委任者死亡後の事務処理を委託する契約は委任者の死亡によっても当然に委任を終了させない旨の合意を包含する趣旨であると判示する下級審裁判例も現れている。

以上から、学説・判例は、特約または意思の推認を根拠に委任者死亡後も終了しない委任を認めており、AY間にそうした事情がある場合には、A死亡後も委任が存続するとの主張が可能で

ある（もっとも、委任が終了するとしても、一定範囲の事務処理は応急処分義務〔654条〕または事務管理〔697条〕を根拠に正当化できよう）。

3 死後事務委任構成

委任者死亡後も委任契約が終了しないとすると、相続人が委任者の地位を承継することになるので、その相続人の告知（解除）により（651条）、委任者の遺志実現が困難になること、逆に相続人の解除権を制限すれば相続法理に矛盾することなどの問題点が指摘されている^{*3}。また、従来の議論が想定していた事案（委任者の生前から継続していた委任契約が委任者死亡後も存続するか否か）と異なり、近時の判例・裁判例において登場してきた、もっぱら委任者死亡後の事務処理を目的とする委任契約（以下、この類型を「死後事務委任」とする）を広く承認する場合には、相続・遺言秩序に抵触するとの懸念も表明されている^{*4}。

まず、相続人の解除権行使可否について、前掲平成21年東京高判は、「契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨」として、契約内容の合理性の有無をその基準とする。他方、この問題に関する学説は多岐に分かれている^{*5}。すなわち、原則として相続人は解除権を行使できるとした上で、当該契約の事務処理が、①「社会的にみて典型的かつ相当であって、人の死に際して何らかの形で最低限保障されるべきもの」で、その事務処理が相当の期間内に終了する場合や、②負担付贈与と性質決定できるまたは委任者の生前にその履行が終わっており相続人が過重な義務を負担しない場合は、例外的に相続人は解除できないとする見解がある。また、③遺言制度を潜脱しない死後事務委任の有効性を承認しつつ、受任者に相続人への意向確認の義務を課し相続人は場合によって委任を解除できるとする見解もある。裁判例およびこれらの学説は、遺言の要式性（960条以下）や死後事務委任の相続・遺言秩序との抵触に配慮して、解除権行使可否の基準を当該委任の事務処理内容の合理性（相続財産に対する相続人の一方的な期待を害さないか否か）に求めているといえよう。

これに対し、こうした基準では、解除権行使の可否が個々の委任契約の内容に左右され法的安定性に欠けるとともに、その合理性の中身が具体的に詰められていないとの批判がある。さらに、相続・遺言秩序との抵触という点も、法定の遺言事項のうち遺言でしかできない事項は遺言によるほかなく死後事務委任は許されないが、葬儀・法要等は遺言事項でなく、また財産処分は遺言事項であるとしても一定範囲で生前行為によりできるので、必ずしも目的を射たものではないとの指摘もある^{*6}。そこで、④相続財産に対する相続人の正当な期待の保護との関係で、民法体系上被相続人（委任者）の意思を尊重することが許されるのはどこまでかという視点からその基準を模索すべきとして、遺留分侵害のおそれがない限り相続人は解除できないとの見解も主張されている^{*7}。

以上の裁判例および学説によれば、検討素材では、Yによる病院の費用・Cへの応分の謝礼金・Aの葬儀費用の支払いは、死後事務委任として認められよう。他方、YによるAの墓地購入・法

要・Bの世話については、④説（この説によれば、Xの遺留分を侵害するおそれがない範囲で残金および預金の払戻しにより墓地購入・法要・世話の費用に充てることができよう。なお、Xの解除権行使は、解除権行使の不可分性〔544条〕から、事実上制限されることになろう^{*8}）を除き、他説では死後事務委任によって行うことは困難であるように思われる（その結果、Yは残金・通帳等の返還をすることになろう）。また、預金からのYのお礼分の確保については、死後事務委任と切り離してこれが贈与と認定されれば（Yが贈与を主張・立証できれば）、Yはその分を取得できるが、認定されない場合でも、YにはAの言辞を委任事務処理に対する報酬付与の合意がなされたものとして争う余地はある^{*9}。

4 負担付贈与構成

検討素材でA Y間に負担付贈与契約が成立したとする場合には、贈与が履行済みと解されるので相続人Xによってこれが取り消されることはない（550条ただし書）。また、A Bと疎遠であったXよりもAと親密な関係にあったYが、墓地購入・法要・Bの世話をする方がAの遺志に合致し妥当ともいえる^{*10}。ただし、A Y間に書面が存在せず、残金および預金がほとんど負担の履行に充てられる（残余金が生じない）可能性やとりわけBの世話に関してBがYより長生きする可能性がある場合には、負担付贈与が認定されるかは微妙である。また、負担付贈与の場合、贈与者死亡後に受贈者による負担の履行を確保できない可能性がある（この点、死後事務委任構成では、一般に相続人からの解除が認められよう）。さらに、本件では墓地購入・法要・世話の費用・期間が必ずしも明確とはいえないでの、負担付贈与によるよりも死後事務委任により費用償還請求や報酬請求するのがAの遺志に合致するとの指摘もある^{*11}。したがって、ここでは、事務処理の範囲につき争いあるも、死後事務委任によるのが穩当といえようか。

なお、負担付贈与とする場合、A死亡前の1年の間に贈与がなされているので、Xによる遺留分減殺請求の対象になることも留意すべきである（1031条・1030条・1038条参照）。

5 比較法—フランス法の成年者保護制度・委任制度・相続制度の概要

（1）成年者保護制度—2007年法律による改正の概要^{*12}

ア. 特徴

1968年法律の指導原理を基本的に踏襲し、これを民法典に盛り込んで明確化するとともに、新たな理念を加え、従来の制度を抜本的に改正。

→68年法律の指導原理を踏襲

①被保護者の自由（liberté）・尊厳（dignité）の尊重と家族の連帯（solidarités familiales）

②保護機関の責任（responsabilité）

③保護措置の必要性（nécessité）・補充性（subsidiarité）・段階性（proportionnalité）

→68年法律において判然としなかった法的保護措置（protection juridique：精神的能力

等減退による各種保護措置と当事者の合意に基づく保護措置)と社会的保護措置
(protection sociale : 社会的不適応者等の保護措置・社会給付等にかかる支援措置)
との限界画定 (délimitation)

- 被保護者の人権・意思を尊重した保護措置への配慮、保護措置を実施する新たな専門職の創設
- 法的保護措置と社会的保護措置の中間に位置づけられる「裁判上の支援措置 (mesure d'accompagnement judiciaire : MAJ [以下、「MAJ」と略称する])」の新設、将来の能力減退に備えて事前に保護措置を可能にする「将来保護の委任 (mandat de protection future : MPF[以下、「MPF」と略称する])」制度の創設、被保護者の財産保護に加えて「身上保護 (protection de la personne)」も法的保護制度の中核に据えるための措置の導入

[将来保護の委任]

① 2つの目的に応じた制度構造

- i) 能力減退前の段階で将来の能力減退に備えて自らの保護体制を整えておくため (自己目的)
 - 1人または複数の者を受任者に指定して、公証証書 (acte notarié) または私署証書 (acte sous-seing privé) によりこれを締結しておく形態である (民法典 [以下、民法典の条文は条数のみ示す] 477条1項)。
- ii) 障害ある子の親が死亡または将来面倒をみられなくなるために備えるため(他人目的)
 - その子に親権を行使し面倒をみている両親または一方一自ら保護措置を受けていることが条件一が、その死亡または自身でその子を世話できなくなつたときからその子を代理する責務を負う受任者を指定し、公証証書 (私署証書は不可) により締結しておく形態 (同条3項)。

②事務処理の範囲……委任者等の財産保護のみならず身上保護にも拡大(479条1項)。

③受任者……委任者によって選任された自然人または社会活動・家族法典L.471-2条に定める受任者リストに登録された法人も受任者になることができる (480条)。

④効力発生……委任者等がもはや自己の利益を考慮することができないことが医学的証明書 (431条・431-1条、民事訴訟法典新1218条) で証明された時から効力を生ずる*13。

⑤終了……被保護者の能力回復の証明、被保護者の死亡またはその者への後見・保佐開始、受任者の死亡・受任者への保護措置開始または破産、後見裁判官によるMPFの解約決定により終了する (483条)。

⑥受任者の責任等

- i) MPFの履行期間中は、後見裁判官の許可がない限りその職務を免除されえ

ない（480条3項）。

- ii) 受任者は、委任の普通法上の要件（1992条）に従いその行使につき責任を負う（424条）とともに、反対の約定がない限り無償でこれを行使する（419条5項）。

⑦MPF期間中に被保護者によって行われた行為等の効力は取消しまたは減殺の対象（488条）。

⑧公証証書と私署証書による場合の差異

- i) 公証証書……1988条1項（同条項によれば「一般的形式で行われた委任は、管理行為しか含まない」）の例外として一般的形式で行われたとしても、後見人が単独でまたは許可を得て行うことのできるすべての行為を含む（保存行為・管理行為・処分行為）*14（490条1項）。

- ii) 後見人が許可なくして行うことができる行為（保存行為と管理行為）に限定*15。

イ. 改正の背景

①フランスの社会状況

→高齢社会の到来により保護措置の膨大な増加に対応する必要性

→保護措置件数の毎年の増加

Ex. 1990年～2004年までの間に裁判上の保護措置数の増加率は56.8%、2010年には100万人を突破

→「後見の濫用（abus de tutelles）」

Ex. 役所の福祉課、ソーシャルワーカー、医師などが、高齢者などの精神的能力の減退した者ではなく、薬物中毒者・アルコール中毒者などの社会的不適応者や失業者・ホームレス（sans domicile fixe）などの困窮状態にある者に保護措置を与えるため、治療医の診断書を添付して保護措置の申立てを行うケースが頻発

→68年法律が想定していた「家族の連帯」が現在では別居（séparations）・家族の地理学的分散（dispersion géographique）により崩壊

……被保護者に家族や親族（血族・姻族）等の適当な保護者が存しない場合に用いられる国家後見（tutelle d'État）も急激にその数を増加⇒国家財政を圧迫

②外在的要因

- i) ヨーロッパ評議会閣僚委員会は、「無能力成年者の法的保護に関する諸原則」についての1999年2月23日の勧告R99-4号において、加盟国の成年者保護に関する国内法

を支配する指導原理として、「必要性の原則」「補充性の原則」「段階性の原則」を列挙するとともに、あわせて「当事者の利益と満足の優先」および「当事者の願望と感情の尊重」も宣言

→フランスの成年者保護法は、これらの指導原理をあらためて明記するとともに、被保護者の身上保護に関する保護措置も設けなければならなくなつた

ii) 1990年代から2000年初頭にかけてヨーロッパの主要国が相次いで成年後見制度を改正

(2) 成年者保護制度と相続制度による死後事務の対応

ア. 相続人と死後事務

「相続財産の負担 (charges de la succession)」という概念

→被相続人が責任を負っていた債務ではないが、被相続人の死亡、すなわち相続開始によって生じた債務

Ex. 葬式費用、最後の病院費用（入院・治療費）、遺産分割にかかる費用等

イ. 後見人と死後事務

①後見の終了

i) 68年法律下では被保護者の死亡による委任の終了が明確でなかった

Ex. 民法典旧507条1項「後見はそれを決定した事由とともに終了する」



「精神的能力が疾病、病弱又は意思の表現を妨げる場合」（旧490条）

「身体的能力の減退が意思の表現を妨げる場合」（旧492条）



被後見人が死亡して精神的能力・身体的能力の減退という問題がなくなれば後見も終了

Cf. 判例 (Cass. 1re. civ., 28 mars 2006: Dr. fam. 2006, No170, note Th. Fossier) は死亡による消滅を明言

ii) 2007年法律は死亡による後見終了を明定

Ex. 民法典418条「事務管理の規定を除き、被保護者の死亡により、保護者の任務は終了する」

②後見人の死後事務

→民法典418条により、死後事務は例外的に事務管理によって行われる場合がある

Ex. 相続人が遠方におり、すぐには遺体の引き取りや葬式ができないなどの場合、後見人がこれらを事務管理によって行い、その費用を相続人に請求（「相続財産の負担」）

ウ. 死後に効力を生じる委任 (mandat à effet posthume) —2006年法律による相続法改正（民法典812条の1）

→被相続人が自己の死亡後の財産管理を特定の者に委任しておく制度（相続人から財産家利権を剥奪）

Ex. 家業の存続、事業承継の便宜のため（ただし、期間は2年間に限定）

6 総括

(1) 検討素材のフランス法による処理

ア. 病院関連費用・家政婦への応分の謝礼金・葬儀費用の支払い

→「相続財産の負担」ないし事務管理

イ. 永代供養墓地の購入・3回忌までの法要

→風土や社会背景・慣習の差異……不明

ウ. 次男Bの監護・世話

→将来保護の委任

(2) 日本法とフランス法の対比から言えること

ア. フランス法では委任者（被後見人）死亡により委任（後見）が終了することが原則として貫徹

→死後事務委任（後見）の問題は相続法で対応が図られている（Ex.「相続財産の債務」）

∴相続法の公序→委任（後見）は委任者（被後見人）死亡により終了との構造を遵守

イ. フランス法における例外としての死後事務委任

①必要性・緊急性ある場合……事務管理で対応（ただし、委任者の死亡から比較的短期の事務処理に限定）

②親なき後の子の世話……将来保護の委任により対応（他人目的→委任者の死亡による委任終了を貫徹）

ウ. 日本法の現状

①死後事務委任の問題に対応する制度の欠落……委任構成・負担付贈与構成などの解釈論に依拠

②死後事務委任における事務処理の内容による区別という視点が欠落……委任者死亡後比較的短期に行われる事務処理と長期にわたる事務処理との区別という意識が薄弱

→委任の一般法理によって対応せざるを得ない（～死後事務委任による解釈論の限

界～)

(3) 日本法における展望

- ア. 長期にわたる死後事務委任に対応する制度の新設……立法論
- イ. 信託法の活用

以上

*1 本条の趣旨・背景の詳細は、岡孝・判タ831号（1994年）39頁以下、中田裕康・金法1384号（1994年）8頁以下参照。

*2 梅謙次郎『民法要義卷之三 債権編〔復刻版〕』〔1984年〕757頁、我妻榮『債権各論中巻二〔民法講義V3〕』〔1962年〕695頁など。

*3 金山直樹・判タ852号（1994年）67頁以下。

*4 岡・前掲（注1）42頁。

*5 詳細は、黒田美亜紀・月刊登記情報615号（2013年）11頁以下（以下、「登記情報」として引用する）、同・「死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序ードイツにおける本人死亡後の代理に関する議論を手がかりとして」私法75号（2013年）173頁以下参照。

*6 黒田・前掲（注5）「登記情報」12頁。世話に関して同旨を述べるものとして常岡史子・リマークス44号（2012年）37頁。

*7 黒田・前掲（注5）「登記情報」11頁以下。ただし、この説によっても委任者死亡後に受任者が事務処理を履行しない場合には相続人は解除できよう。

*8 中田・前掲（注1）10頁、黒田・前掲（注5）「登記情報」12頁。

*9 黒田・前掲（注5）「登記情報」10頁。

*10 青竹美佳・月報司法書士478号（2011年）87頁。

*11 常岡・前掲（注6）37頁。

*12 フランスの2007年法律改正の概要については、今尾真「フランス成年者保護制度にみる補助活用への示唆」実践成年後見27号（2008年）26頁以下、同・「フランス成年者保護法改正の意義と理念」新井誠=赤沼康弘=大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社、2011年）165頁以下参照。

*13 司法的保護・保佐・後見開始の要件と同じもので、その意味でMPFは法的保護措置の一環をなす制度といえる。なお、具体的な効力発生時期は、受任者が小審裁判所書記課にその医学的証明書を提出し、裁判所書記官が受任者にこれを返還する前にその効果発生の日付を記入することにより生ずる（481条）。

*14 ただし、受任者は、後見裁判官の許可がなければ、無償での处分行為を行うことはできない。さらに、委任者の財産管理の責務を負う受任者は、毎年、公証人に管理報告（証拠として有用な会計管理および諸書類の提出）をしなければならない（491条1項）。それゆえ、公証人がMPFの履行を監視する使命を与えられる（同条2項）。

*15 反対に、許可に服する行為（处分行為）または定めのない行為は、委任者の利益のために必要な場合には、受任者はこうした行為の許可を求めるために後見裁判官に審理を付託しなければならない（493条）。なお、受任者は、財産目録、その実施事項、最後の5年間の会計管理報告書、管理の続行に必要な証拠書類を保管しなければならない。受任者は、それらを後見裁判官または共和国検事に、提出しなければならない（416条・494条）。